

国の審議会等における女性委員の登用の促進について

平成十七年十一月十八日（金） 閣議
内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

一 国の審議会等における女性委員の割合については、本年九月末現在、政府全体として三十・九パーセントとなり、「平成十七年度末までのできるだけ早い時期に女性委員の割合を三十パーセントにする」という目標の期限まで半年を残して達成できました。各府省におかれては、格段の御努力を頂きありがとうございます。なお、三十パーセントを未達成の省庁におかれましては、計画的に目標を達成できるよう対応をお願いいたします。

二 男女共同参画を推進する上で、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は非常に重要な課題であることから、国の審議会等における女性委員数については、他の分野に先駆けて、従来から数値目標を掲げ、重点的な取組を進めてきました。今次目標は達成されましたが、今後、年度末までに

新たな目標を設定するべく検討を進めてまいりますので、閣僚各位におかれども、引き続き積極的な対応をお願いいたします。